

津市子育て世帯訪問支援事業実施要綱

令和 5 年 3 月 3 0 日訓第 2 5 号

改正 令和 6 年 3 月 2 9 日訓第 2 4 号

令和 7 年 3 月 3 1 日訓第 3 6 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、家事、育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭及び妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の養育環境を整え、虐待リスクの高まりを未然に防ぐため、これらの家庭の家事、育児等を支援する子育て世帯訪問支援事業（以下「事業」という。）を実施することに関し必要な事項を定めるものとする。

(事業の内容)

第 2 条 事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 家事支援（食事の準備、洗濯、掃除、買い物の代行等）
- (2) 育児・養育支援（保育所等の送迎、宿題の見守り、外出時の補助等）
- (3) 子育て等に関する不安及び悩みの傾聴、相談並びに助言（保健師等の専門職による対応が必要な専門的な内容は、除く。）
- (4) 地域の母子保健施策、子育て支援施策等に係る情報提供
- (5) 対象者及び児童の状況並びに養育環境の把握

(対象者)

第 3 条 事業の対象者は、本市の区域内に住所を有し、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 保護者に監護させることが不適當であると認められる児童（次条において「要保護児童」という。）の保護者又はこれに該当するおそれのある保護者
- (2) 食事、生活習慣等について不適切な養育状態にある児童（次条において「要支援児童」という。）等保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童の保護者又はこれに該当するおそれのある保護者
- (3) 出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる若年妊婦等（次条において「特定妊婦」という。）又はこれに該当するおそれのある妊婦

- (4) その他市長が特に支援が必要と認める者
(利用時間の上限)

第3条の2 事業の利用時間の上限は、次の各号に掲げる対象者の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

- (1) 要保護児童又は要支援児童の保護者及び特定妊婦 市長が必要と認める時間

- (2) 前号に掲げる者以外の者であって多胎児を養育する者 年間96時間

- (3) 前2号に掲げる者以外の者 年間48時間

(利用の申請)

第4条 事業を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、子育て世帯訪問支援事業利用申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

(利用の決定)

第5条 市長は、前条の規定による提出があったときは、その内容を審査し、利用を承認するときは子育て世帯訪問支援事業利用承認通知書（第2号様式）により、利用を承認しないときは子育て世帯訪問支援事業利用不承認通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

(利用決定の取消し)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、事業の利用の決定を取り消すことができる。

- (1) 第3条に規定する対象者に該当しなくなったとき。
(2) 虚偽の申請その他不正な手続により事業の利用の決定を受けたとき。
(3) その他市長が事業を利用させることが適切でないと認めるとき。

2 市長は、前項の規定により事業の利用の決定を取り消したときは、子育て世帯訪問支援事業利用取消通知書（第4号様式）により事業を利用する者（以下「利用者」という。）に通知するものとする。

(利用者負担金)

第7条 市長は、利用者から事業を実施するために必要な費用の一部として、利用者負担金を徴収するものとする。

2 前項の規定により徴収する利用者負担金の額は、第3条の2第1号に掲げる者にあつては別表第1、同条第2号及び第3号に掲げる者にあつては別表第2のとおりとする。

(委託)

第8条 事業は、市長が適当と認める法人その他の団体に委託して行うものと

する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月29日訓第24号）

1 この訓は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月31日訓第37号）

1 この訓は、令和7年4月1日から施行する。

2 改正後の津市子育て世帯訪問支援事業実施要綱の規定は、この訓の施行の日以後に行われる利用承認に係る利用者負担金について適用し、同日前に行われた利用承認に係る利用者負担金については、なお従前の例による。

別表第 1（第 7 条関係）

利用世帯区分	利用者負担金	
	利用時間 1 時間当たり	利用回数 1 回当たり
生活保護世帯	0 円	0 円
市町村民税非課税世帯	0 円 (3 0 0 円)	0 円 (1 9 0 円)
市町村民税所得割課税額 7 7, 1 0 1 円未満の世帯	0 円 (6 0 0 円)	0 円 (3 7 0 円)
その他の世帯	1, 0 0 0 円	0 円

備考

- 1 利用者負担金は、事業の 1 回の利用につき、1 時間当たりの金額に利用時間を乗じて得た金額と利用回数 1 回当たりの金額とを合算した額とする。
- 2 市町村民税非課税世帯における 1 世帯当たり年間 9 6 時間を超える利用については、利用者負担金欄の下段の（）内の額とする。
- 3 市町村民税所得割課税額 7 7, 1 0 1 円未満の世帯における 1 世帯当たり年間 4 8 時間を超える利用については、利用者負担の下段の（）内の額とする。
- 4 利用時間に 3 0 分未満の端数が生じる場合はこれを切り捨て、3 0 分以上 1 時間未満の端数が生じる場合は 0. 5 時間として、利用時間 1 時間当たりの金額の 2 分の 1 に相当する額を利用者負担金とする。

別表第 2（第 7 条関係）

利用世帯区分	利用者負担金
	利用時間 1 時間当たり
生活保護世帯	0 円
市町村民税非課税世帯	0 円
その他の世帯	1, 0 0 0 円

備考

- 1 利用者負担金は、1 回の利用につき、1 時間当たりの金額に利用時間を乗じて得た金額とする。
- 2 利用時間に 3 0 分未満の端数が生じる場合はこれを切り捨て、3 0 分以上 1 時間未満の端数が生じる場合は 0. 5 時間として、利用時間 1 時間当たりの金額の 2 分の 1 に相当する額を利用者負担金とする。

第 1 号様式（第 4 条関係）

子育て世帯訪問支援事業利用申請書

年 月 日

（宛先）津市長

（〒 ）

住 所

申請者 氏 名

印

電 話

子育て世帯訪問支援事業を利用したいので、次のとおり申請します。

なお、申請に当たり、利用者負担金の利用世帯区分を確認するため、職員が課税情報等を確認又は調査することに同意します。

利用 者	ふりがな		生年月日	年 月 日 (歳)	性 別
	氏 名				男・女
	住 所	〒 —			
世 帯 の 状 況	氏 名	続柄	生年月日	年 齢	備 考
利用期間	年 月 日から 年 月 日まで				
申請理由					
支援内容					

※ 申請者の氏名を自署する場合は、押印を省略することができます。

第2号様式（第5条関係）

子育て世帯訪問支援事業利用承認通知書

（記 号 番 号）

年 月 日

（氏 名） 様

津市長 （氏 名） 印

年 月 日付けで申請のありました子育て世帯訪問支援事業の利用について、次のとおり承認しましたので通知します。

利 用 者	住 所	電話番号		
	ふ り が な			
	氏 名			
	性 別	男・女	生年月日	年 月 日（ 歳）
利 用 期 間				
支 援 内 容				
利 用 者 負 担 金		1時間当たり 円及び1回当たり 円		
備 考				

第3号様式（第5条関係）

子育て世帯訪問支援事業利用不承認通知書

（記 号 番 号）

年 月 日

（氏 名） 様

津市長 （氏 名） 印

年 月 日付けで申請のありました子育て世帯訪問支援事業の利用について、下記の理由により不承認としましたので通知します。

記

承認しない理由

第4号様式（第6条関係）

子育て世帯訪問支援事業利用取消通知書

（記 号 番 号）

年 月 日

（氏 名） 様

津市長 （氏 名） 印

年 月 日付けで申請のありました子育て世帯訪問支援事業の利用について、下記の理由により取り消しましたので通知します。

記

取消しの理由